

# 測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) に関する特記仕様書

## 第1条

受注者は、契約時又は完了時において、委託料が500万円以上の業務について、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録申請を行わなければならない。

登録に際しては、測量調査設計業務実績情報システム（公共機関が発注した測量調査設計業務について、実績情報をJACICにおいてデータベース化し、公共機関に情報提供するシステム。通称「TECRIS」という。）の入力システムに基づき行うものとする。

## 第2条

登録に際し作成した業務カルテは、監督員の確認の後、JACICへ登録するものとする。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。